

IV 委員会の判断——本件放送における放送倫理違反について

本件放送に至るまでの経緯をみると、本件の問題は、視聴者に取材対象企業の社員を一般利用者と受け取られるような形で伝え、ペットサロンやペット保険についての肯定的な評価を、あたかも一般利用者の評価であるかのように紹介したことである。

このような行為が、事実を客観的かつ正確、公平に伝えることを強く求められているはずの報道番組で行われたことに大きな問題がひそんでいる、と委員会は考える。これは報道機関の社会的使命に背く行為と言わざるを得ない。

あらためて言うまでもないことだが、本意見書の冒頭で引用したように、「報道における事実の重み」について、日本民間放送連盟とNHKが1996年に定めた放送倫理基本綱領では、次のように明記されている。「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。」

また、民放連が定める放送基準の前文でも、「正確で迅速な報道」が「放送にあたって重視すべき5項目」の冒頭に記されており、報道における正確さの重要性がうたわれているのである。

さらに、民放連の放送基準第6章「報道の責任」の第32項では「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。」と、事実に基づくことと公正であることの重要性が指摘されている。

本件放送が報道番組のなかに位置づけられたものである以上、たとえ「視聴者目線の企画」であろうと、それが「報道」であることにはかわりはない。

それにもかかわらず、本件放送では取材対象企業の社員がサービスや商品の「利用者」として一度ならず二度も登場し、自社のサービスを賞賛した。そこには「社員であるという事実」の説明はなく、視聴者は何の疑問を持たずに画面の人物が一般の利用者であると受け取ったであろう。

また、「利用者」である社員は、たとえ会社の指示がなくても、取材に際して、自分が勤務する企業に有利な発言をする可能性が高く、批判や疑問を口にすることはないだろう。現に本件放送もその例外ではなかった。それをあたかも一般利用者の声であるかのように放送することは、企業のサービスや商品をその企業の利害から離れて客観的に評価する、という報道の視点を失ったものとなる。この点で「ニュースの公正性」も損なわれているのである。

以上のとおり、事実を正確に伝えていないこと、また、公正性が損なわれていること、の2点から、委員会は、本件放送が放送倫理に違反するものと判断した。